

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の低利・無担保融資等を行うもの。(一部の制度は令和6年12月末で終了)

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付(令和6年7月1日改正)

※令和6年12月末で取扱終了

① 貸付対象者: 以下のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヶ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期比5%以上減少している又はこれと同様の状況にある者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、債務負担が重くなっている者

② 貸付限度額: 別枠8,000万円

③ 貸付利率: 基準利率(災害貸付) 1.45%(令和6年7月1日現在、貸付期間5年の場合)

※金利引下げ措置(当初3年間は6,000万円を上限に基準利率-0.5%、4年目以降基準利率)は令和6年6月末で終了

④ 貸付期間: 20年以内(運転資金) ※設備資金の貸付は、令和6年6月末で終了

⑤ 据置期間: 5年以内(運転資金)

⑥ 担保: 無担保

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(コロナ関係)(令和6年7月1日改正)

※令和6年12月末で取扱終了

都道府県生活衛生営業指導センター等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者に対して、既往債務の借換を含め、実質無利子・無担保・無保証人で貸付を実施。

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している又はこれと同様の状況にある者
※ 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者
- ② 資金使途：運転資金 ※設備資金の貸付は、令和6年6月末で終了
- ③ 貸付限度額：別枠1,000万円
- ④ 貸付利率：経営改善利率 1.45%(令和6年7月1日現在、貸付期間5年の場合)
- ⑤ 貸付期間：運転資金20年以内
- ⑥ 据置期間：運転資金5年以内
- ⑦ 担保等：無担保・無保証
- ⑧ 経営指導：原則6ヶ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援

生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(令和7年1月6日改正)

※令和7年2月末で取扱終了

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあつて、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る生活衛生関係営業者に対して、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、財務体質強化を図るために資金を供給するもの。

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であつて、次のいずれかに該当する者
 - ア J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資(転換社債、新株引受権付社債、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得を含む。)を受けて事業の成長を図る者
 - イ 中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会を含む。)の支援を受けて事業の再生を行う者または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者
 - ウ 上記ア及びイに該当しない者であつて、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者(民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する者を含む。)
- ② 資金用途：事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
- ③ 貸付限度額：既往貸付残高にかかわらず別枠7,200万円
- ④ 貸付利率：融資後3年間は0.50%(3年経過後は業績に応じて適用される)
- ⑤ 償還方法：期限一括償還(利息は毎月払)
- ⑥ 貸付期間：5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年
- ⑦ 担保・保証人：無担保、無保証人
- ⑧ 償還順位：貸付先が法的倒産となった場合、本制度の債権は、当該貸付先に対する全ての債権(償還順位が本制度による貸付債権と同等以下のものを除く。)に劣後するものとする。